

「相生市脱炭素社会づくり基本計画（案）」に対する意見の募集について

「相生市脱炭素社会づくり基本計画（案）」を作成いたしました。

「相生市民意見提出制度（パブリックコメント制度）の実施に関する要綱」に基づき、この案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

お寄せいただいた意見は、それに対する市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、ご意見に基づき計画を修正したときは、修正内容と理由をあわせて公表いたします。

計画策定の趣旨

相生市脱炭素社会づくり基本計画については、行政（市）、事業者、市民の三者を対象とし、「気候変動対策の推進」、「自然共生社会の推進」、「循環型社会の推進」、「安全・安心で快適な生活環境の保全」のための取組みを一体的に進めながら、本市における令和 32 年度（2050 年度）までに温室効果ガス排出量をゼロとする『脱炭素社会』の実現を目指すことを目的に策定するものです。

意見提出ができる方

- ・本市の区域内に住所を有する者
- ・本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
- ・本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・本市の区域内に存する学校に在学する者
- ・本市に対し納税義務を有するもの
- ・意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

意見の提出期限

令和 5 年 1 月 28 日（木）から令和 6 年 1 月 31 日（水）まで
郵送の場合は、当日の消印有効

意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。

様式は自由ですが、氏名及び住所の記載のない場合は、受付をいたしませんのでご了承ください。

（1）郵送

〒678-8585

相生市旭 1 丁目 1 番 3 号 相生市役所環境課

（2）ファクシミリ：0791-22-7157

（3）電子メール：kankyo@city.aioi.lg.jp

※ 氏名及び住所を忘れず明記してください。

案の入手方法

市ホームページ、市の公文書公開コーナー、市役所環境課で閲覧できます。

その他

公開はご意見の内容のみを行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。また、お寄せいただいたご意見に対し、直接には回答いたしません。あらかじめご了承ください。

お問合せ先

相生市役所環境課 電話番号：0791-23-7131